

# 意見案第1号

## 朝鮮民主主義人民共和国のミサイル発射及び核実験に関する意見書

去る日本時間の先月15日午前6時57分ごろ、朝鮮民主主義人民共和国（以下、「北朝鮮」という。）が発射した弾道ミサイルは、8月29日に引き続き、本道渡島半島及び襟裳岬上空を通過した後、襟裳岬東方沖の太平洋上に落下したものと推定され、さらに先月3日午後0時31分ごろには、弾道ミサイル搭載用の水爆実験と主張する6回目の核実験が強行された。

我が国を初め国際社会は、北朝鮮に対して、累次にわたり、関連の国連安全保障理事会決議の完全な遵守を求めるとともに、たび重なる核実験や弾道ミサイルの発射等の挑発行為を非難し、核・弾道ミサイル開発の放棄を繰り返し要求してきた。

このような中、我が国の上空を通過し、本道東方の太平洋上に落下する弾道ミサイルを短期間のうちに立て続けて発射したことは、地域の緊張を一方向的にさらに高める深刻な挑発行為であるとともに、付近を航行する航空機や操業する漁船などの船舶の安全確保の観点から、極めて許しがたい行為である。さらに落下地点は本道の漁業者が漁業を営んでいる海域であることから、太平洋で操業する漁業者の生命や安全・安心を脅かすものとして、漁業者の不安は極限まで高まっている。

また、国連安全保障理事会決議第2371号を初めとする累次の国連安全保障理事会決議にも違反し、我が国の安全保障に対してこれまでにない深刻かつ重大な脅威を及ぼすとともに、東アジアを初め世界の平和と安全を著しく損なうものとして、断じて容認することはできない。

よって、国においては、北朝鮮の一連の挑発行動が新たな段階となる、これまでにない重大かつ差し迫った脅威であるとの認識のもと、国民の生命・財産を守るため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

### 記

- 1 北朝鮮に対しては、国際社会との緊密な連携のもと、これまでの国連安全保障理事会決議に基づく制裁措置の完全なる履行はもとより、我が国として、独自の制裁措置の一層の強化と、北朝鮮に自制を求める毅然とした外交交渉を推進し、今後、このような暴挙が決して繰り返されることのないよう、早急な解決に向けた実効ある措置を講ずること。
  - 2 ミサイルの飛来・着弾等の事態に備え、関係省庁が一丸となって、より迅速かつ的確に情報を伝達するとともに、国民の保護を最優先とし、万全の措置を講ずること。
  - 3 操業する漁船などの船舶や航行中の航空機に対し、ミサイル発射に関する情報の迅速な連絡体制を構築するとともに、万が一、被害が発生した場合には、責任を持って速やかな対策を講ずること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣  
外務大臣  
農林水産大臣  
経済産業大臣  
国土交通大臣  
防衛大臣  
内閣官房長官

} 各通

北海道議会議長 大谷 亨